

届出について

- ① 太陽光発電施設の設置を計画している位置が
地域・地区概要図のどこに当たるか御確認ください。

青色：県景観計画の範囲外です。

計画地の市町村（景観行政団体）に届出の要否を御確認ください。

- ② 計画規模が届出を要しない行為に当たるか御確認ください。

→届出を要しない行為に当たる場合は、届出不要

- 1 **白地**：大規模行為に該当する場合
- 2 **朱線**：特定施設届出行為に該当する場合
- 3 **緑色**：景観形成地域に該当する場合



届出が必要です

※詳細につきましては、次ページ以降を参照ください。

届出を要しない行為

熊本県景観条例第7条第1項第1号の行為以外

十

○：届出不要行為に該当
—：適用外

注

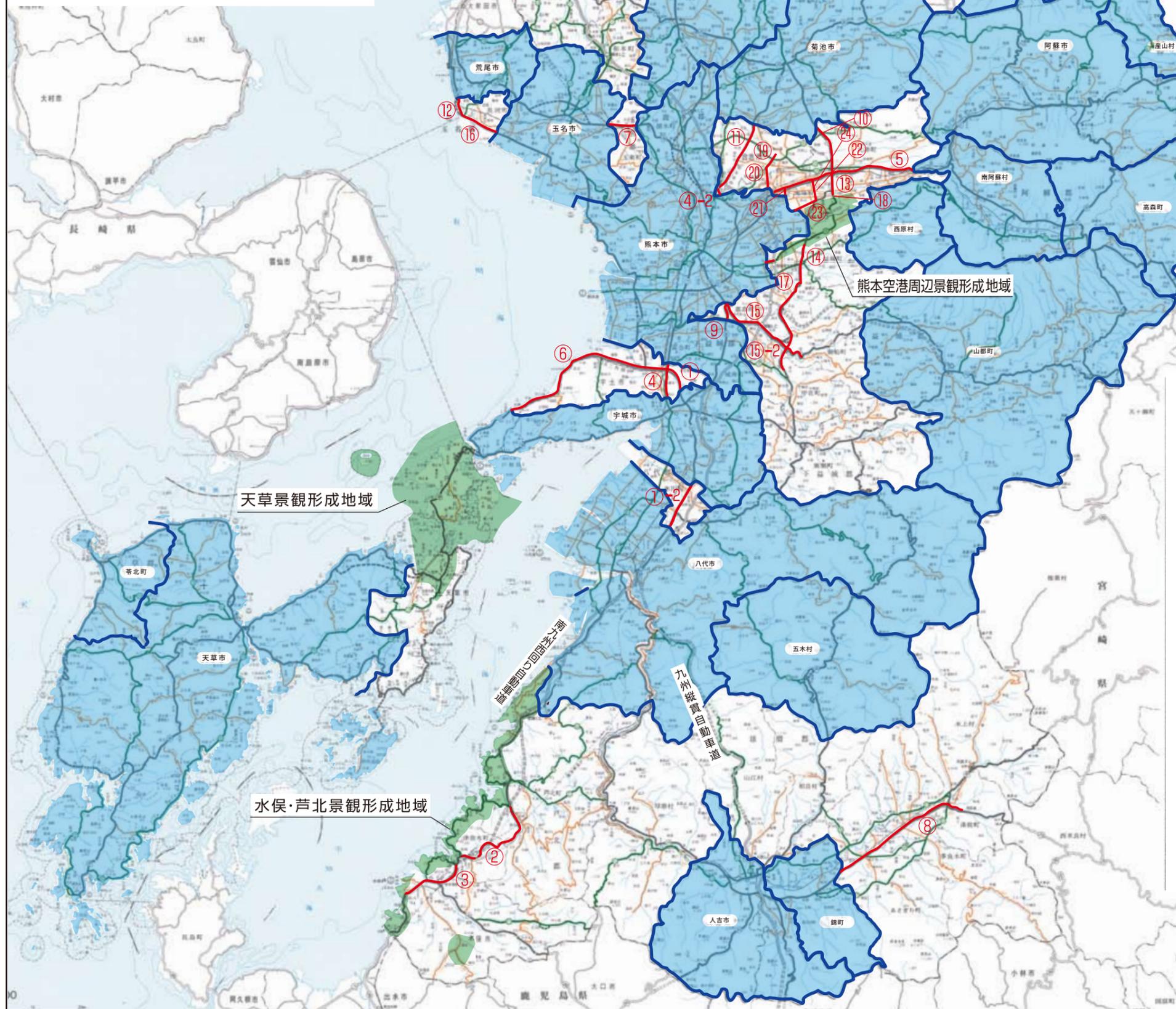
行為の内容	景観形成地域	特定施設届出地区	大規模行為
建築物の新築、増築、改築又は移転若しくは撤去で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡以下のもの	○	○	—
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分面積の合計が10㎡以下のもの	○	○	—
次に掲げる工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更			
さく、塀、擁壁その他これらに類するもので、高さが1.5m以下のもの（増築又は改築後の高さが1.5mを超えるものを除く。）	○	○	—
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱で、高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5m以下のもの（増築又は改築後の高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該建築物の高さとの合計の高さ）が5mを超えるものを除く。）	○	○	—
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物で、高さが10m以下のもの（増築又は改築後の高さが10mを超えるものを除く。）	○	○	—
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車庫庫の用途に供する立体的な収納施設、汚物処理施設、ゴミ処理施設その他の処理施設で、高さが5m以下かつ築造面積が10㎡以下のもの（増築又は改築後の高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超えるものを除く。）	○	○	—
太陽光発電施設で、高さ1.5m以下かつ事業区域の面積が100㎡以下のもの	○	○	—
工事に必要な仮設の建築物又は仮設の工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	○	○	○
木竹の伐採で、高さが10m以下かつ伐採面積が500㎡以下のもの	○	—	—
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの			
建築物の存する敷地外における物件の堆積で、高さが1.5m以下かつ水平投影面積が100㎡以下のもの	○	—	—
外部から見通すことができない場所における物件の堆積	○	—	—
堆積場の用に供する土地の使用期間が90日を超えて継続しない場合の当該堆積場における物件の堆積	○	—	—
鉱物の掘採又は土石の採取で、当該行為の行われる土地の面積が500㎡を超えず、かつ高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの	○	—	—
土地の区画形質の変更で、変更に係る土地の面積が500㎡を超えず、かつ、高さが1.5mを超えるのり面又は擁壁を生ずる切土又は盛土を伴わないもの	○	—	—
次に掲げる広告物の設置又は外観の変更			
熊本県屋外広告物条例第6条第1項第1号又は第3号に該当するもの	○	○	—
はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して掲出又は表示されないもの	○	○	—
表示面積が1㎡以下のもの	○	○	—
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	○	○	○
地盤面下又は水面下における行為	○	○	○
法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	○	○	○
非常災害のために必要な応急措置として行う行為	○	○	○

注：特定施設及び附帯施設の新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更が対象

熊本県景観計画地域・地区概要図

凡例

	景観形成地域
	特定施設届出地区(県指定)
	景観条例制定市町村



特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
①	国道3号	熊本市と宇土市との境界	宇土市と宇城市との境界	路端から両側20メートル以内
①-2	国道3号	宇城市と氷川町との境界	氷川町と八代市の境界	同上
②	国道3号	佐敷川橋梁(芦北町)	津奈木町道竹中線との交点(津奈木町)	同上
③	国道3号	津奈木町道沖田線との交点(津奈木町)	水俣港臨港線との交点(水俣市)	同上
④	旧国道3号(県道八代線宇土線・宇城市道471号線)	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
④-2	国道3号北バイパス	熊本市と合志市との境界	国道387号線との交点(合志市)	同上
⑤	国道57号	南阿蘇村と大津町との境界	熊本市と菊陽町との境界	同上
⑥	国道57号	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
⑦	国道208号	熊本市と玉東町との境界	玉東町と玉名市との境界	同上
⑧	国道219号	錦町とあさぎり町との境界	球磨地区広域営農団地農道との交点(湯前町)	同上
⑨	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	嘉島町と熊本市との境界	同上
⑩	国道325号	菊池市と大津町との境界	国道57号との交点(大津町)	同上
⑪	国道387号	菊池市と合志市との境界	熊本市と合志市との境界	同上
⑫	国道389号	荒尾市と長洲町との境界	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	同上
⑬	国道443号	国道57号線との交点(大津町)	県道熊本益城大津線との交点(大津町)	同上
⑭	国道443号	鉄砂川との交点(益城町)	甲佐町道中早川北早川線との交点(甲佐町)	同上
⑮	国道445号	国道266号との交点(嘉島町)	県道横野矢部線との交点(御船町)	同上
⑮-2	国道445号御船バイパス	国道445号との交点(御船町)	国道443号(木倉バイパス)との交点(御船町)	同上
⑯	国道501号	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	長洲町と玉名市との境界	同上
⑰	県道熊本益城大津線(通称第二空港線)	熊本市と益城町との境界	九州縦貫自動車道との交点(益城町)	同上
⑱	県道熊本益城大津線(通称第三空港線)	国道443号との交点(大津町)	県道瀬田熊本線との交点(菊陽町)	同上
⑲	県道熊本大津線・合志市道下町・役場線	県道住吉熊本線との交点(合志市)	合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点(合志市)	同上
⑳	県道住吉熊本線	熊本市と菊陽町との境界	県道熊本大津線との交点(合志市)	同上
㉑	県道辛川鹿本線バイパス(通称国体道路南北線)	菊陽町と熊本市の境界	国道57号との交点(菊陽町)	同上
㉒	県道曲手原水線バイパス(通称国体道路東西線)	国道443号との交点(菊陽町)	県道瀬田竜田線との交点(菊陽町)	同上
㉓	都市計画道路保田窪菊陽線(通称国体道路東西線)	熊本市と菊陽町との境界	国道443号との交点(菊陽町)	同上(ただし、熊本空港周辺景観形成地域を除く。)
㉔	菊陽町道菊陽空港線(通称国体道路東西線)	県道瀬田竜田線との交点(菊陽町)	国道57号との交点(菊陽町)	同上

届出の行為の種類について

大規模行為、特定施設届出地区における行為、景観形成地域における行為の3つがあります。

1. 大規模行為

熊本県景観計画区域において、景観上影響の大きい大規模な行為を指し、建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更を行うこと等。

- 対象地区：景観計画区域（特定施設届出地区、景観形成地域を除く）
- 対象規模：一定規模を超える行為

行為の規模

行為	届出の必要な規模等の範囲の概要
建築物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13mを超えるもの ・建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物(太陽光発電施設を含む)の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については、20m)を超えるもの ・その敷地の用に供する土地の面積1,000㎡
さく、塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが2mを超え、かつ長さが50mを超えるもの
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・高さが5mを超え、かつ、長さ10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更 (土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更に係る土地の面積が3,000㎡または、高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの(ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むため行う行為は除く。)

2. 特定施設届出地区における行為

特定施設届出地区（建築物や工作物等が集積し、又は集積するおそれがある区域のうち、景観形成を図る必要がある幹線道路の沿道の区域）において、特定施設（地区の景観を形成するうえで重要な要素となる施設）を設置すること。

○対象地区：特定施設届出地区

（参考）特定施設届出地区（24路線）・・・各路線の路端から両側20m以内を区域とする

- ・ 国道3号 （始点）熊本市と宇土市との境界 ～（終点）宇土市と宇城市との境界
- ・ 国道57号 （始点）国道3号との交点（宇土市）～（終点）宇土市と宇城市との境界
- ・ 国道208号（始点）熊本市と玉東町との境界 ～（終点）玉東町と玉名市との境界 外21路線

※詳細については、次ページのとおり

○特定施設の種類：

パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ガソリンスタンド、物販店、物品貸付業、レストラン、スーパーマーケット、ホテル・旅館、モーテル、カラオケボックス、屋上広告、広告塔、広告板、太陽光発電施設

○対象規模：すべての規模が対象（届出不要となる小規模行為を除く）

特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
1	国道3号	熊本市と宇土市との境界	宇土市と宇城市との境界	路端から両側20メートル以内
1-2	国道3号	宇城市と氷川町との境界	氷川町と八代市との境界	同上
2	国道3号	佐敷川橋梁(芦北町)	津奈木町道竹中線との交点(津奈木町)	同上
3	国道3号	津奈木町道沖田線との交点(津奈木町)	水俣港臨港線との交点(水俣市)	同上
4	旧国道3号(県道八代鏡宇土線・宇城市道471号線)	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
4-2	国道3号北バイパス	熊本市と合志市との境界	国道387号との交点(合志市)	同上
5	国道57号	南阿蘇村と大津町との交点	熊本市と菊陽町との境界	同上
6	国道57号	国道3号との交点(宇土市)	宇土市と宇城市との境界	同上
7	国道208号	熊本市と玉東町との境界	玉東町と玉名市との境界	同上
8	国道219号	錦町とあさぎり町との境界	球磨地区広域営農団地農道との交点(湯前町)	同上
9	国道266号	熊本市と嘉島町との境界	嘉島町と熊本市との境界	同上
10	国道325号	菊池市と大津町との境界	国道57号との交点(大津町)	同上
11	国道387号	菊池市と合志市との境界	熊本市と合志市との境界	同上
12	国道389号	荒尾市と長洲町との境界	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	同上
13	国道443号	国道57号線との交点(大津町)	県道熊本益城大津線との交点(大津町)	同上
14	国道443号	鉄砂川との交点(益城町)	甲佐町道中早川北早川線との交点(甲佐町)	同上
15	国道445号	国道266号との交点(嘉島町)	県道横野矢部線との交点(御船町)	同上
15-2	国道445号御船バイパス	国道445号との交点(御船町)	国道443号(木倉バイパス)との交点(御船町)	同上
16	国道501号	県道荒尾長洲線との交点(長洲町)	長洲町と玉名市との境界	同上
17	県道熊本益城大津線(通称第二空港線)	熊本市と益城町との境界	九州縦貫自動車道との交点(益城町)	同上
18	県道熊本益城大津線(通称第三空港線)	国道443号との交点	県道瀬田熊本線との交点(菊陽町)	同上
19	県道熊本大津線・合志市道下町・役場線	県道住吉熊本線との交点(合志市)	合志市道野付・平島線県道大津植木線との交点(合志市)	同上

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
20	県道住吉熊本線	熊本市と菊陽町との境界	県道熊本大津線との交点（合志市）	同上
21	県道辛川鹿本線バイパス (通称国体道路南北線)	菊陽町と熊本市の境界	国道57号との交点（菊陽町）	同上
22	県道曲手原水線バイパス (通称国体道路東西線)	国道443号との交点（菊陽町）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	同上
23	都市計画道路保田窪菊陽線 (通称国体道路東西線)	熊本市と菊陽町との境界	国道443号との交点（菊陽町）	同上 (ただし、熊本空港 周辺景観研砕区域を 除く。)
24	菊陽町道菊陽空港線（通 称国体道路東西線）	県道瀬田竜田線との交点（菊陽町）	国道57号との交点（菊陽町）	同上

3. 景観形成地域における行為

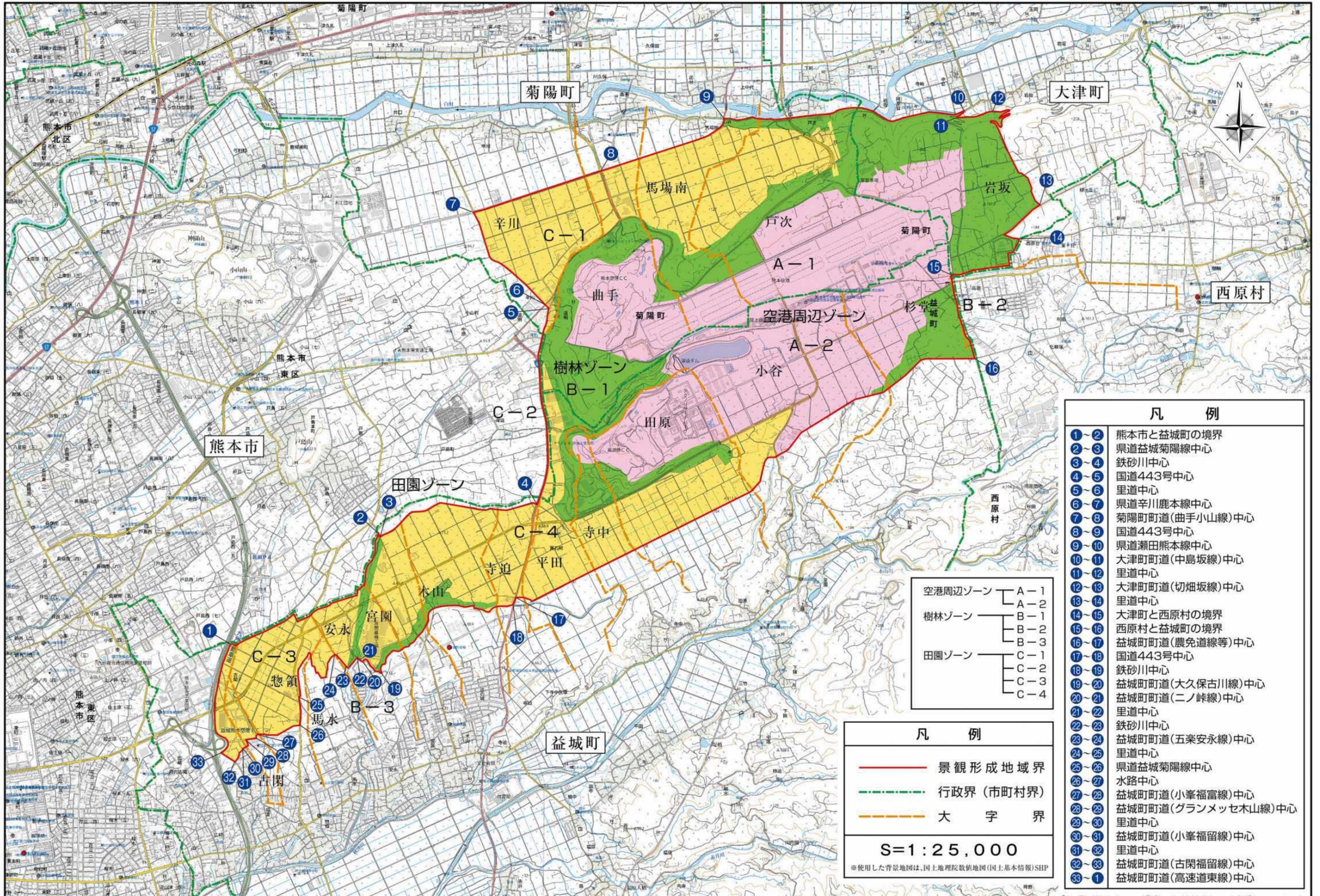
熊本県景観計画区域において、県土の景観形成上重要な地域として景観計画に定めた地域において、建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更を行うこと等。

○対象地区：熊本空港周辺景観形成地域
天草景観形成地域
水俣・芦北景観形成地域

○対象規模：すべての規模が対象（届出不要となる小規模行為を除く）

※図面につきましては、低解像のものを載せております。高解像のものは、県庁HP「熊本県景観計画」のページに掲載しておりますので、必要に応じてそちらをご覧ください。

熊本空港周辺景観形成地域（区域図）



凡例

- 1~2 熊本市と益城町の境界
- 2~3 県道益城菊陽線中心
- 3~4 鉄砂川中心
- 4~5 国道443号中心
- 5~6 里道中心
- 6~7 県道辛川鹿本線中心
- 7~8 菊陽町町道(曲手小山線)中心
- 8~9 国道443号中心
- 9~10 県道瀬田熊本線中心
- 10~11 大津町町道(中島坂線)中心
- 11~12 里道中心
- 12~13 大津町町道(切畑坂線)中心
- 13~14 里道中心
- 14~15 大津町と西原村の境界
- 15~16 西原村と益城町の境界
- 16~17 益城町町道(農免道線等)中心
- 17~18 国道443号中心
- 18~19 鉄砂川中心
- 19~20 益城町町道(大久保古川線)中心
- 20~21 益城町町道(二ノ峠線)中心
- 21~22 里道中心
- 22~23 鉄砂川中心
- 23~24 益城町町道(五楽安永線)中心
- 24~25 里道中心
- 25~26 県道益城菊陽線中心
- 26~27 水路中心
- 27~28 益城町町道(小幸福富線)中心
- 28~29 益城町町道(グランメッセ木山線)中心
- 29~30 里道中心
- 30~31 益城町町道(小幸福留線)中心
- 31~32 里道中心
- 32~33 益城町町道(古閑福留線)中心
- 33~1 益城町町道(高速道東線)中心

空港周辺ゾーン	A-1
	A-2
樹林ゾーン	B-1
	B-2
	B-3
田園ゾーン	C-1
	C-2
	C-3
	C-4

凡例

- 景観形成地域界
- - - 行政界(市町村界)
- 大字界

S=1:25,000

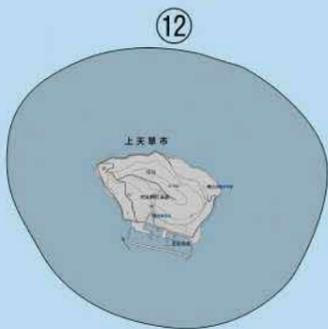
※使用した背景地図は、国土地理院数値地図(国土基本情報)SHP

天草景観形成地域（区域図）

景観形成を図るうえでの基本方針

当地域内の景観特性及び将来の景観変化の可能性を勘案して、下記のとおり、上天草市大矢野町の全部と上天草市松島町の一部にまたがる地域を「大矢野島周辺景観形成ゾーン」、そして「沿道景観形成ゾーン」のそれぞれ2つのゾーンに分けて、次のような基本方針のもとに計画的に景観形成を図っていくこととしました。

なお、「沿道景観形成ゾーン」については、その路線の施設の集積や今後の立地可能性等から2つの地区に区分して計画しました。



沿道景観形成ゾーン (A-2)

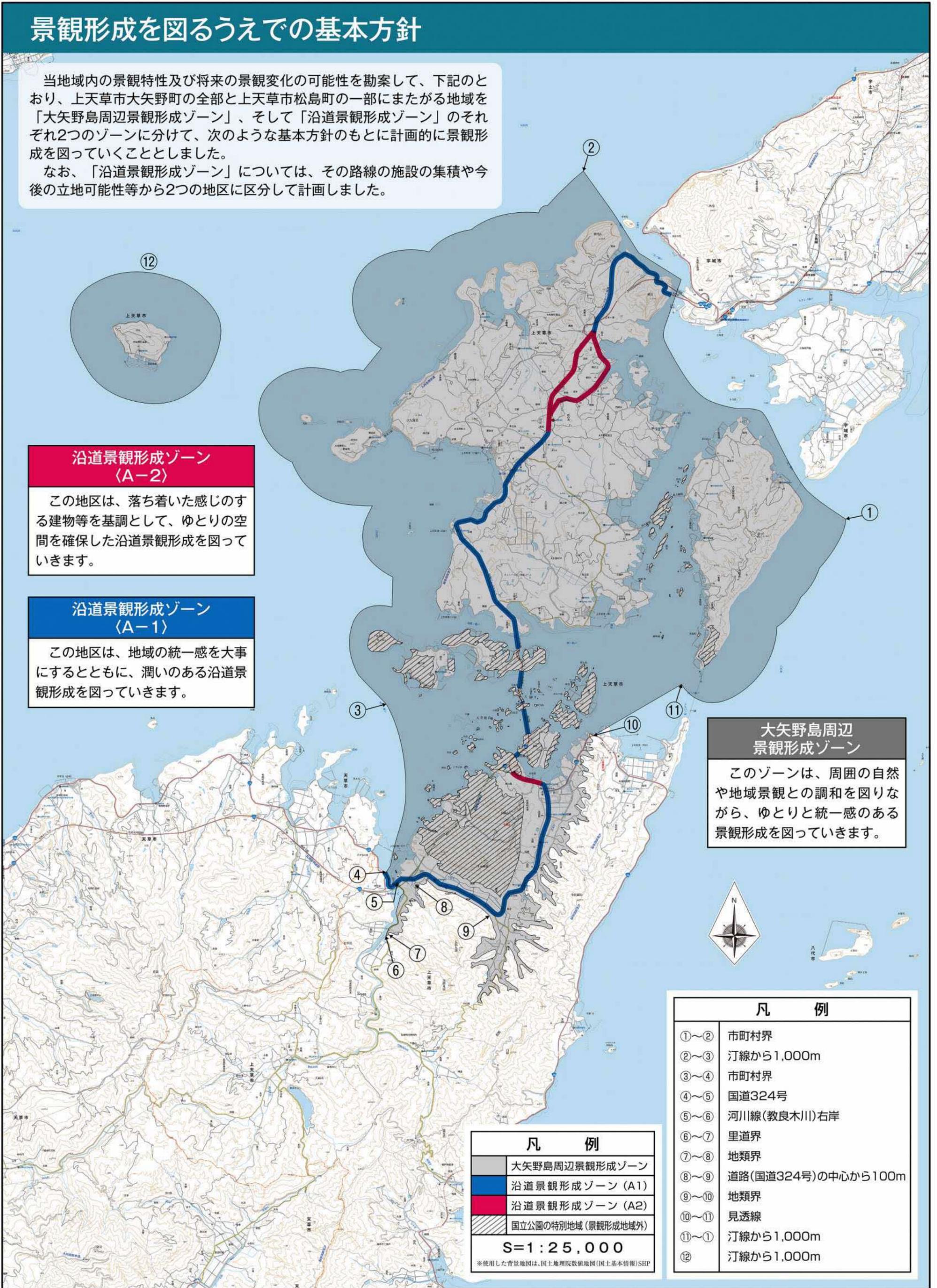
この地区は、落ち着いた感じのする建物等を基調として、ゆとりの空間を確保した沿道景観形成を図っていきます。

沿道景観形成ゾーン (A-1)

この地区は、地域の統一感を大事にするとともに、潤いのある沿道景観形成を図っていきます。

大矢野島周辺景観形成ゾーン

このゾーンは、周囲の自然や地域景観との調和を図りながら、ゆとりと統一感のある景観形成を図っていきます。



凡 例	
	大矢野島周辺景観形成ゾーン
	沿道景観形成ゾーン (A1)
	沿道景観形成ゾーン (A2)
	国立公園の特別地域 (景観形成地域外)
S=1:25,000	
<small>※使用した背景地図は、国土地理院数値地図(国土基本情報)SHP</small>	

凡 例	
①～②	市町村界
②～③	汀線から1,000m
③～④	市町村界
④～⑤	国道324号
⑤～⑥	河川線(教良木川)右岸
⑥～⑦	里道界
⑦～⑧	地類界
⑧～⑨	道路(国道324号)の中心から100m
⑨～⑩	地類界
⑩～⑪	見透線
⑪～①	汀線から1,000m
⑫	汀線から1,000m